

わがまち特例一覧(西尾市)

(平成31年度)

根拠法令	対象資産	特例の対象となる取得時期	特例適用期間	特例率	対象税目
地方税法 第349条の3第28項	家庭的保育事業の用に供する 家屋及び償却資産			2分の1	固定資産税(家屋・償却)
地方税法 第349条の3第29項	居宅訪問型保育事業の用に供する 家屋及び償却資産			2分の1	固定資産税(家屋・償却)
地方税法 第349条の3第30項	事業所内保育児業の用に供する 家屋及び償却資産			2分の1	固定資産税(家屋・償却)
地方税法附則 第15条第2項第1号	汚水又は廃液処理施設	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に取得		2分の1	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第2項第2号	大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に取得		2分の1	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第2項第6号	下水道除害施設	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に取得		4分の3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第30項第1号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 指定避難施設避難用部分	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで の期間内に用に供する資産	指定避難施設として指定 された翌年度から5年度 分	3分の2	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条第30項第2号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 協定避難施設避難用部分	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで の期間内に用に供する資産	管理協定を締結した翌年 度から5年度分	2分の1	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条第30項第3号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 協定避難施設避難用部分	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで の期間内に用に供する資産	協定避難家屋が新たに 課税される年度から5年 度分	2分の1	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条第31項第1号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 指定避難施設に附属する避難の用に供する 償却資産	指定日以降に取得した資産	新たに課税される年度か ら5年度分	3分の2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第31項第2号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 協定避難施設に附属する避難の用に供する 償却資産	協定締結日以降に取得した資産	新たに課税される年度か ら最大5年度分	2分の1	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第1号イ	再生可能エネルギー発電施設(太陽光) ※1000kw未満	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	3分の2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第1号ロ	再生可能エネルギー発電施設(風力) ※20kw以上	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	3分の2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第1号ハ	再生可能エネルギー発電施設(水力) ※5000kw以上	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	3分の2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第1号ニ	再生可能エネルギー発電施設(地熱) ※1000kw未満	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	3分の2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第1号ホ	再生可能エネルギー発電施設(バイオマス) ※10000kw以上、20000kw未満	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	3分の2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第2号イ	再生可能エネルギー発電施設(太陽光) ※出力1000kw以上	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	4分の3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第2号ロ	再生可能エネルギー発電施設(風力) ※出力20kw未満	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	4分の3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第3号イ	再生可能エネルギー発電施設(水力) ※出力5000kw未満	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	2分の1	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第3号ロ	再生可能エネルギー発電施設(地熱) ※出力1000kw以上	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	2分の1	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第33項第3号ハ	再生可能エネルギー発電施設(バイオマス) ※出力10000kw未満	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	2分の1	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第38項	浸水防止用設備	平成29年4月1日から 令和2年3月31日まで の間に取得した資産	新たに課税される年度か ら5年度分	3分の2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第44項	特定事業所内保育事業	平成29年4月1日から 令和3年3月31日まで の間に、政府の補助を受けた当該事業を 行うための資産	最初に補助を受けた翌年 度から5年度分	2分の1	固定資産税・都市計画税 (土地・家屋・償却)
地方税法附則 第15条第47項	中小企業者が認定先端設備等導入計画に 従って取得した先端設備等	生産性向上特別措置法の施行の日から 令和3年3月31日まで の間に認定先端設備等導入計画に従って 取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	ゼロ	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	平成27年4月1日から 令和3年3月31日まで の間に新築された資産	新たに固定資産税が課さ れることになった年度から 5年度分	3分の2	固定資産税(家屋)